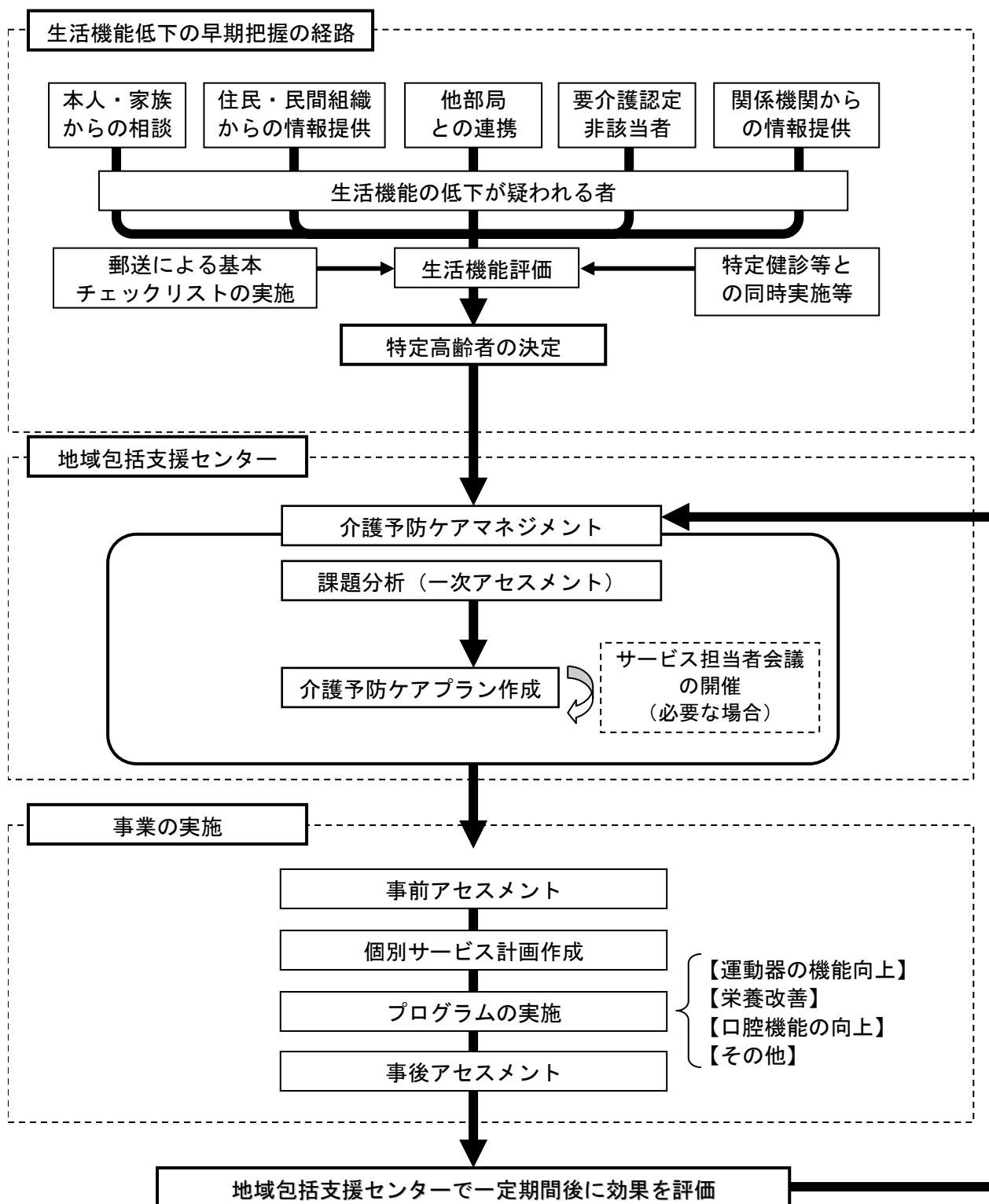


図2 介護予防特定高齢者施策の流れ



## ※特定高齢者の選定まで

以下については、市町村が特定高齢者把握事業により実施する（地域包括支援センターに委託実施する場合もある）。

### 特定高齢者の候補者の選定

特定高齢者把握事業において基本チェックリストを活用し、特定高齢者となる可能性がある「特定高齢者の候補者」を選定する。特定健診以外の方法で把握された者で未受診の者に対しては、受診勧奨する。

口腔機能向上の事業の「特定高齢者の候補者」は、①または②のいずれかに該当する者とする。

- ①基本チェックリストにおいて「口腔機能向上」関連の（13）（14）（15）の3項目中、2項目以上該当する者
- ②要介護認定において非該当（自立）と判定された者

### 特定高齢者の決定

「特定高齢者の候補者」と選定された者については、基本チェックリスト（表4）及び健診項目（生活機能評価の項目）の結果から示された生活機能の低下の状況を踏まえて、何らかの介護予防プログラムの対象となる者を「特定高齢者」として決定する。

ただし、どの介護予防プログラムに参加するかの決定にあたっては、地域包括支援センターにおける介護予防ケマネジメントと一体的に実施することが望ましい。

口腔機能向上の事業の「特定高齢者」は、次の①～③のいずれか、または複数に該当する者とする。

- ①基本チェックリストにおいて「口腔機能向上」関連の（13）（14）（15）の3項目中、2項目以上該当する者
- ②視診により口腔内の衛生状態に問題を確認
- ③反復唾液嚥下テストが3回未満

### <口腔機能向上の「特定高齢者」非該当者が口腔機能向上プログラムの対象となる例>

口腔機能向上の特定高齢者の基準を満たさない場合でも、例外的に口腔機能向上プログラムの対象となる場合がある。その条件は運動、栄養等口腔以外の基準で特定高齢者に決定された者であって、さらに課題分析（アセスメント）において口腔機能向上事業が必要と認められることである。（p50 Q & AのQ2 参照）